

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和5年6月19日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金

1 対象品目・分野

○林業 ○その他

2 事業概要

新型コロナ禍における燃油高騰により、きのこの生産に係る生産経費（光熱費）が上昇していることから、きのこ生産者の経営の安定を図るため、掛かり増し経費に対し支援を行います。

3 利用対象者

山形県内できのこの生産を行う、農業協同組合、きのこの生産を行う法人、きのこ生産者が組織する団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：1 補助事業者あたりの令和5年次（令和5年1月～12月）の栽培きのこの出荷量の合計が20 t 以上であること。
- (2) 補助率：定額（2.25円/kg×「令和5年1月～令和5年12月の出荷実績（kg）」）
- (3) 補助上限額：(2)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和6年2月中旬まで
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：補助事業者が所在する市町村を所管する総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：補助事業者が所在する市町村を所管する総合支庁森林整備課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 2 8 5
最上総合支庁森林整備課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 5 1
置賜総合支庁森林整備課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 6 5
庄内総合支庁森林整備課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 3 7